

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

大阪市西区北堀江二丁目 3 番 3 号

株式会社関門海

代表取締役社長 田中 正

### 株式分割のための基準日設定公告

当社は、平成 25 年 8 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式 1 株を 100 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

なお、株主各位におかれましては、一切の手続きは不要ですので念のため申し添えます。

以 上

---

### お知らせおよびご注意

- 平成 25 年 10 月 1 日（火）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 10 月 1 日（火）付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。東京証券取引所マザーズにおける売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等にお問い合わせください。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先

〒541-8502

大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

TEL 0120-094-777（通話料無料）